

群馬大学社会情報学部研究報告規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成18年4月1日 平成20年10月1日

平成26年4月1日 平成28年4月1日

平成29年4月19日

(趣 旨)

第1条 群馬大学社会情報学部研究報告（以下「研究報告」という。）の編集，発行等については，他に別段の定めのあるもののほか，この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 研究報告は，群馬大学社会情報学部（以下「本学部」という。）における学術研究の成果を広く内外に公表することを目的とする。

(名 称)

第3条 研究報告の名称は，「群馬大学社会情報学部研究論集」とする。

(発 行)

第4条 研究報告は，原則として，毎年3月に発行するものとする。

(投稿資格)

第5条 研究報告に投稿できる者は，本学部の主担当を命ぜられた教員，その共同研究者，本学部非常勤講師及び客員教授とする。

2 群馬大学社会情報学部附属社会情報学教育・研究センター（以下「センター」という。）が本学部の教育・研究・社会貢献に寄与すると認めた場合，前項以外の者に寄稿を依頼し，掲載することができる。

(投 稿)

第6条 研究報告に投稿しようとする者は，別に定める群馬大学社会情報学部研究報告投稿細則に従い，センターに原稿を提出するものとする。

(論文審査)

第7条 センターは，前条に定める手続を経た投稿原稿を審査し，その採否を決定する。

2 前項の審査をするに当たり，センターが必要と認めたときは，委員以外の者の意見を聞くことができるものとする。

3 センターは，原著論文及び短報については，学内外の学識経験者2人以上に当該原稿の査読を依頼することができる。

(著作権及び電子公開)

第8条 研究報告に掲載された原著論文・研究ノート等の投稿原稿（以下「投稿原稿」という。）の著作権は，原稿執筆者に帰属するものとする。

2 本学部は，研究報告の電子化による一般への公開（以下「一般公開」という。）を目的とした複製権及び自動公衆送信権を利用することができる。ただし，著作権者から利用制限の申出がある場合は，この限りではない。

3 投稿原稿以外の記事・抄録等の著作権は，本学部に帰属し，一般公開できるものとする。

(事 務)

第9条 研究報告に関する事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月19日から施行する。